

米国関税措置の影響を受ける中小企業の皆様が実施する新たな事業展開を応援します！

米国関税措置に対する 新規チャレンジ支援 事業助成金

最大
100
万円

補助率
2/3
以内

期限
12月26日
まで

募集は先着順です。予算額に達し次第、募集を終了しますのでお早めにご申請ください。

米国関税措置の影響により、国内外におけるビジネスの縮小が懸念される現況において、その影響を受け、又は受けるおそれのある市内中小企業が行う「新たな事業展開」の取組に要する費用の一部を助成します。（対象事業や申請の流れは裏面をご覧ください）

対象者

北九州市内の中小企業（個人事業主を含む）
※北九州市に事務所又は事業所の設置申告をしている中小企業

要件

次の①又は②に該当する必要があります。

- ① 米国関税措置の影響を受け、直近3ヶ月の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少した。
 - ② 米国関税措置の影響を受け、直近1ヶ月の売上高とその後2ヶ月の見込みの売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少する。
- ※①、②とも、米国関税措置の影響による売上高の減少額は前年同期比5%以上を要し、売上が減少する背景、サプライチェーン上の位置付けなどを「事業実施計画書」に記載。



助成対象事業

新たな事業展開に係る、次の取組を対象とします。

- 1 効率化・高収益化の取組
- 2 新分野展開・事業再構築の取組
- 3 新商品・新サービス開発の取組
- 4 販路開拓・新規顧客拡大に向けた販売促進活動の取組
- 5 新規出店等の取組
- 6 販路拡大・事業再構築に向けて必要な能力向上の取組



申請の流れ



申請方法

申請書類データを中小企業振興課メールアドレスまで送付ください。

※公的証明（履歴事項全部証明書、市税に滞納がないことの証明）は原本をご提出ください。

※申請書等は北九州市 HP に掲載しております。

事業の詳細については、北九州市ホームページをご確認ください

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700001_00004.html



米国関税措置に対する新規チャレンジ支援事業助成金

